

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（平成 31 年 4 月 16 日付け 30 林国経第 130 号 経営企画課長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別紙 2</p> <p>国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準</p> <p>第 1 章 積算基準</p> <p>第 1 総則</p> <p>1-1 (略)</p> <p>1-2 委託事業費の構成</p> <p>委託事業費の構成は、次のとおりとする。</p> <div data-bbox="134 798 1075 1212" data-label="Diagram"> <pre> graph LR     A[委託事業費] --- B[事業価格]     A --- C[消費税等相当額]     B --- D[事業原価]     B --- E[一般管理費等]     D --- F[直接事業費]     D --- G[間接事業費]     G --- H[共通仮設費]     G --- I[現場管理費]     F --- J[純事業費]     H --- J     </pre> </div> <p>1-3 (略)</p>	<p>別紙 2</p> <p>国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準</p> <p>第 1 章 積算基準</p> <p>第 1 総則</p> <p>1-1 (略)</p> <p>1-2 委託事業費の構成</p> <p>委託事業費の構成は、次のとおりとする。</p> <div data-bbox="1131 798 2072 1212" data-label="Diagram"> <pre> graph LR     A[委託事業費] --- B[事業価格]     A --- C[消費税等相当額]     B --- D[事業原価]     B --- E[一般管理費等]     D --- F[直接事業費]     D --- G[間接事業費]     G --- H[共通仮設費]     G --- I[現場管理費]     F --- J[純工事費]     H --- J     </pre> </div> <p>1-3 (略)</p>

## 別紙 3

### 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書

#### 第1 総則編

##### 1. 1 (略)

##### 1. 2 用語の定義

共通仕様書において、各項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

(1)～(26) (略)

(27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、  
記名したものを有効とする。

①・② (略)

(28)～(60) (略)

##### 1. 3～1. 37 (略)

#### 第2 (略)

#### 第3 ワナによる捕獲編

##### 3. 1 くくりワナ

##### 3. 1. 1～3. 1. 5 (略)

##### 3. 1. 6 個体処理

(1) 個体は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により捕獲場所に放置してはならない。

(2)・(3) (略)

(4) 食肉加工業者等の負担により、食肉加工場等での施設処理を希望する場合は、監督職員から承諾を得た上で実施すること。また、関係法令等を遵守する等、適正な措置を講じて実施するとともに、委託者から食肉利用の実態等について問い合わせをした場合には情報を提供すること。なお、食肉加工業者等からの対価は受け取ってはならない。

## 別紙 3

### 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書

#### 第1 総則編

##### 1. 1 (略)

##### 1. 2 用語の定義

共通仕様書において、各項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

(1)～(26) (略)

(27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、  
署名もしくは記名及び押印したものを有効とする。

①・② (略)

(28)～(60) (略)

##### 1. 3～1. 37 (略)

#### 第2 (略)

#### 第3 ワナによる捕獲編

##### 3. 1 くくりワナ

##### 3. 1. 1～3. 1. 5 (略)

##### 3. 1. 6 個体処理

(1) 個体は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により捕獲場所に放置してはならない。

(2)・(3) (略)

(4) 食肉加工業者等の負担により、食肉加工場での施設処理を希望する場合は、監督職員から承諾を得た上で実施すること。また、関係法令等を遵守する等、適正な措置を講じて実施するとともに、委託者から食肉利用の実態等について問い合わせをした場合には情報を提供すること。なお、食肉加工場からの対価は受け取ってはならない。

(5) (略)

3.1.7 (略)

3.2～3.4 (略)

#### 第4 銃による捕獲編

4.1 誘引狙撃

4.1.1～4.1.4 (略)

4.1.5 個体処理

(1) 個体は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により捕獲場所に放置してはならない。

(2)・(3) (略)

(4) 食肉加工業者等の負担により、食肉加工場等での施設処理を希望する場合は、監督職員から承諾を得た上で実施すること。また、関係法令等を遵守するなど適正な措置を講じて実施するとともに、委託者から食肉利用の実態等について問い合わせをした場合には情報を提供すること。  
なお、食肉加工業者等からの対価は受け取ってはならない。

(5)～(7) (略)

4.2 (略)

(5) (略)

3.1.7 (略)

3.2～3.4 (略)

#### 第4 銃による捕獲編

4.1 誘引狙撃

4.1.1～4.1.4 (略)

4.1.5 個体処理

(1) 個体は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により捕獲場所に放置してはならない。

(2)・(3) (略)

(4) 食肉加工業者等の負担により、食肉加工場での施設処理を希望する場合は、監督職員から承諾を得た上で実施すること。また、関係法令等を遵守するなど適正な措置を講じて実施するとともに、委託者から食肉利用の実態等について問い合わせをした場合には情報を提供すること。なお、食肉加工場からの対価は受け取ってはならない。

(5)～(7) (略)

4.2 (略)